

# 第9期せき高齢者プラン21

介護保険事業計画・高齢者福祉計画、認知症施策推進計画

2024～2026（令和6～8）年度



令和6（2024）年3月  
関市

## せき高齢者プラン21とは…

関市では、介護保険事業や高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「せき高齢者プラン21」を策定し、市民の誰もが、いつまでも住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活を送り、介護が必要な状態になっても、地域の支え合いにより、自らの望む生活を継続できるまちをめざします。

また、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められており、本計画は、その実現をめざすものです。

さらに、地域住民が相互に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた包括的で重層的な支援体制の整備をめざします。

◆**位置づけ**▶▶本計画は、老人福祉法に定められている市町村老人福祉計画と介護保険法に定められている市町村介護保険事業計画を一体化した計画です。また、認知症基本法に基づく市町村認知症施策推進計画の内容を包含した計画です。

◆**計画期間**▶▶令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

## 本市の高齢者を取り巻く現状

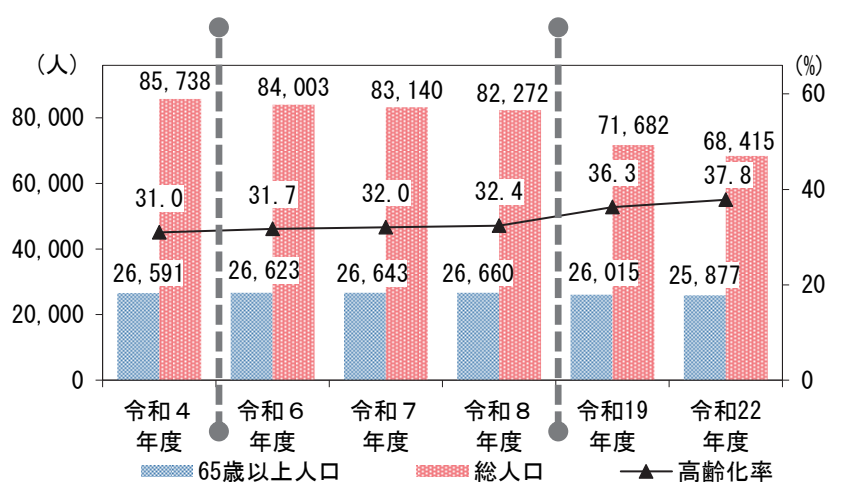
### ■ 高齢化の進展

本市の総人口は減少を続けます。一方、65歳以上の人口は令和9（2027）年まで微増し、以降減少に転じると見込まれます。さらに、介護ニーズの高い85歳以上人口は令和19（2037）年がピークとなります。

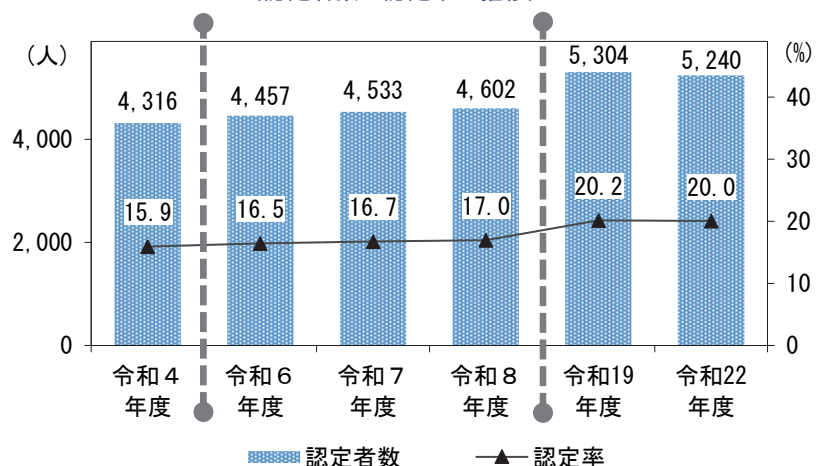
### ■ 認定者数と認定率の推移

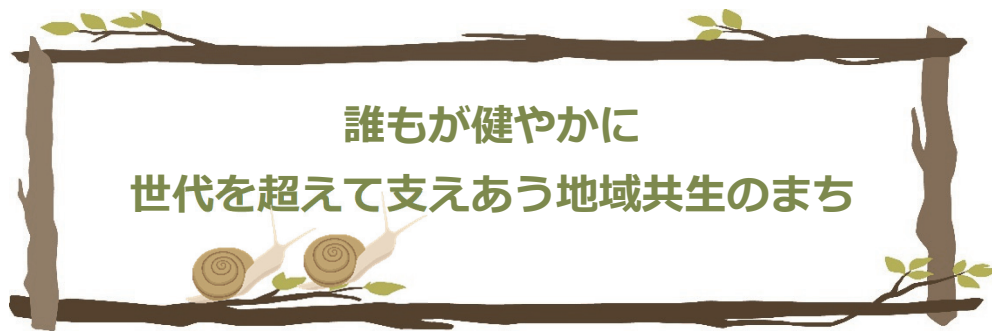
介護保険では、原則として介護が必要であると認定を受けた人がサービスを利用できます。推計では、令和8（2026）年度には4,602人、令和19（2037）年度には5,304人になると予測されます。

＜関市の推計人口と高齢化率の推移＞



＜認定者数と認定率の推移＞





## 誰もが健やかに 世代を超えて支えあう地域共生のまち

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての人が世代や分野を超えて支え合い、住民一人ひとりが生きがいや幸せを地域と共につくっていく「地域共生」のまちをめざし、本計画の基本理念としました。

市民の誰もが安心して生きがいを持って暮らすことができ、元気あるまちをつくるためには、高齢者がいつまでも健康でいきいきと生活すること、すなわち健康寿命の延伸を図ることが重要です。

また、高齢者が、運動・栄養などの観点から心身機能の保持・改善を図ることは当然ですが、地域での交流や活動などを通じて、「支えられる側」ではなく「支える側」となるために社会参加を果たすことが重要です。

## 計画の体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	施策等
誰もが健やかに世代を超えて支えあう地域共生のまち	視点1 介護予防（フレイル対策）の充実	<b>基本目標1</b> みんなで支え合うまちづくり ～地域共生社会の実現をめざして	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センター機能の強化</li> <li>○在宅医療と介護の連携体制の構築</li> <li>○包括的・重層的な支援体制の充実</li> <li>○地域包括ケアシステムを支える人材の育成</li> <li>○在宅生活支援の充実</li> <li>○住まい等に関する支援の充実</li> <li>○安全・安心のまちづくりの推進</li> </ul>
	視点2 認知症施策の充実・強化	<b>基本目標2</b> 健康で暮らせるまちづくり ～健康寿命の延伸をめざして	
	視点3 地域包括支援センターを中心とした包括的な相談支援体制の充実	<b>基本目標3</b> ひとりひとりが活躍できるまちづくり ～地域の活性化をめざして	
	視点4 地域の状況に応じた生活支援の充実	<b>基本目標4</b> 認知症になっても希望を持って暮らせるまちづくり ～認知症の人とともに生きる地域をめざして	
	視点5 介護人材の確保・育成や多様な担い手の育成	<b>基本目標5</b> 介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり ～在宅生活の継続をめざして	
視点6 SDGs（持続可能な開発目標）を念頭に置いた施策の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくりの推進</li> <li>○介護予防・日常生活支援総合事業の充実</li> <li>○自立支援・重度化予防の推進</li> </ul>	
視点7 中長期的な視点による介護サービス基盤の整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>○生きがい活動・就労の推進</li> <li>○社会参加の促進</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症理解の促進</li> <li>○認知症予防の推進</li> <li>○認知症支援の充実</li> <li>○高齢者等の権利擁護の推進</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○リハビリテーション提供体制の充実</li> <li>○介護給付の適正化の推進</li> <li>○介護保険事業の推進</li> </ul>

基本目標 1：みんなで支え合うまちづくり～地域共生社会の実現をめざして

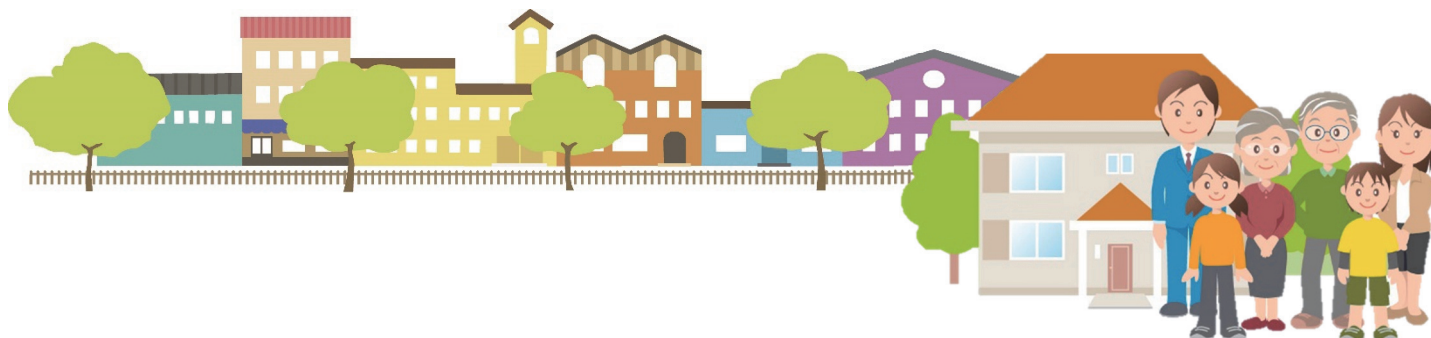
高齢者が住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉・介護の専門職の連携体制と住民が主体となった支援体制の強化を図り、地域包括ケアシステムを深化・推進させます。さらに、断らない相談支援をはじめ包括的・重層的支援体制の充実を図ります。

また、介護人材の育成と確保に努め、介護サービス全体の質の向上を図るとともに、介護ロボットやAIの導入を促進するなど介護現場における生産性の向上を図り、介護人材の処遇改善を進めていきます。

- 地域包括支援センター機能の強化
- 包括的・重層的な相談支援体制の充実
- 在宅生活支援の充実
- 安全・安心のまちづくりの推進
- 在宅医療と介護の連携体制の構築
- 地域包括ケアシステムを支える人材の育成
- 住まい等に関する支援の充実

【指標】

指標項目	現状値		目標値	
	令和4 (2022)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
■介護支援専門員の資質向上勉強会開催回数(回)	6	6	6	6
■地域ケア会議の開催回数(回)	142	150	160	170
■地域ケア会議における個別課題の検討割合(%)	25	30	40	50
■介護支援専門員が抱える困難事例への対応回数(回)	1,235	1,250	1,300	1,350
■在宅医療・介護連携推進のための協議会開催回数(回)	3	3	3	3
■在宅医療介護相談センターにおける相談件数(件)	73	75	80	85
■多職種による研修の実施回数(回)	5	8	8	8
■地域包括支援センターにおける総合相談件数(件)	9,168	11,500	12,000	12,500
■ハラスメント対応マニュアル作成実績 ※地密対象(%)	75	90	100	100
■介護業務関連資格取得補助事業利用件数(件)	12	20	20	20
■新たな生活支援サービスの実施件数(件)	24	25	26	27
■配食サービス登録人数(人)	93	100	105	110
■市内有料老人ホーム入居率(%)	80.0	85.0	90.0	100.0
■サービス付き高齢者向け住宅入居率(%)	73.0	80.0	90.0	100.0
■軽費老人ホームへ入居率(%)	95.0	100.0	100.0	100.0
■地域内の移動支援の仕組みを構築できた事例件数(件)	3	4	5	6
■巡回バス利用者数(延べ人)	201,378	220,000	235,000	250,000
■避難行動要支援者名簿の登録件数(件)	1,882	1,900	1,950	2,000
■福祉避難所設置数(か所)	6	6	6	6
■消費生活相談件数(件) ※高齢者分	51	51	53	55



## 基本目標 2 健康で暮らせるまちづくり～健康寿命の延伸をめざして

運動機能や栄養状態など心身機能の改善をめざすことはもとより、日常生活の活動を高め、社会参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上をめざします。そこで、高齢者が気軽に健康づくりや介護予防（フレイル対策）に取り組めるよう、これまで進めてきた取組の充実を図るとともに、高齢者が「支え手」としての参加することも含め地域リハビリテーションの観点で、「通いの場」づくりのさらなる充実を図ります。

○健康づくりの推進

○介護予防・日常生活支援総合事業の充実

○自立支援・重度化予防の推進

### 【指標】

指標項目	現状値	目標値		
	令和4 (2022)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
■特定健康診査受診率（%）	33.8	40.0	44.0	48.0
■後期高齢者健康診査(ぎふ・すこやか健診)受診率（%）	28.1	29.0	30.0	31.0
■歯科健診（さわやか健診）受診率（%）	3.4	4.0	4.3	5.0
■後期高齢者歯科口腔健診(ぎふ・さわやか口腔健診)	4.1	4.5	5.0	5.5
■地域介護予防活動支援事業対象者数（人）	117	120	150	200
■地域リハビリテーション活動支援事業延べ利用人数(人)	1,310	1,350	1,400	1,450
■通いの場の実数（か所）	64	76	82	88
■通いの場に参加する高齢者数（人）	1,293	1,410	1,470	1,530
■短期集中予防型の通所型サービスC利用者数（人）	119	145	160	175
■サービスCから通いの場やセルフケアにつながった人の割合（%）	58.1	62.0	64.0	66.0

## 基本目標 3 ひとりひとりが活躍できるまちづくり～地域の活性化をめざして

介護予防事業等で社会参加できるようになった高齢者も含め、元気な高齢者がいきいきと「支える側」として活動し、積極的に社会参加することは、高齢者自身の心身の健康保持に有効であり、地域における活動は、地域全体の活性化につながると考えられます。就業機会の確保、ボランティア活動のきっかけづくり、学習機会の充実などを通じて高齢者同士や世代間の交流促進を図り、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識、技能を活かし、自分のライフスタイルにあった生きがいを見つけられるような環境を整えていきます。

○生きがい活動・就労の推進

○社会参加の促進

### 【指標】

指標項目	現状値	目標値		
	令和4 (2022)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
■シルバー人材センター登録者数（人）	753	800	850	900
■アクティブシニアセミナーの開催数（講座）	3	4	5	6
■「みんサポ」での高齢者の相談件数（件）	22	24	26	28
■老人クラブ会員数（人）	2,929	3,000	3,100	3,200
■さわやか学級申込者数（人）	451	470	490	510
■福祉センター・老人福祉センター利用者数（延人数）	29,930	35,000	40,000	45,000

## 基本目標4 認知症になっても希望を持って暮らせるまちづくり

～認知症の人とともに生きる地域をめざして

認知症の人については、認知症基本法に基づき「共生」という考え方を中心に、認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及、認知症サポーターの養成、認知症カフェの設置など、今後も積極的に推進していくとともに、初期集中支援チームによる支援をはじめ、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持など認知症「予防」の取組も推進していきます。

なお、これまで「認知症施策推進大綱」に基づき「共生」と「予防」を車の両輪として推進してきた認知症施策について、認知症基本法に基づき再構築することで、この部分を「認知症施策推進計画」として位置付けます。

○認知症理解の促進

○認知症予防の推進

○認知症支援の充実

○高齢者等の権利擁護の推進

【指標】

指標項目	現状値	目標値		
	令和4 (2022)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
■高齢者等見守り活動に関する協定企業からの報告件数(件)	4	10	12	15
■認知症サポーター養成講座延べ参加者数(人)	1,313	1,400	1,500	1,600
■チームオレンジ登録者数(人)	30	40	50	60
■認知症に関する啓発回数(回)	4	5	6	7
■介護予防教室開催回数(回)	38	44	47	50
■認知症初期集中支援チームの支援件数(件)	100	100	100	100
■見守りシール登録者数(人)	17	30	50	70
■認知症カフェの実施箇所数(か所)	14	16	18	20
■権利擁護センターの相談件数(件)	381	450	480	510
■成年後見制度利用支援事業利用件数(件)	4	4	4	4

## 基本目標5 介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくり

～在宅生活の継続をめざして

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域の状況に応じた柔軟な生活支援を行います。特に、介護保険サービスの提供理念である在宅生活の継続を重視し、施設に入らず、在宅介護をできる限り長く続けるため、家族介護者の精神的・肉体的負担を軽減することを重点に置いた支援策や、重度の介護を要する人も安心して在宅で療養できるようなサービスの拡充をめざします。

また、自立支援、介護予防、介護給付費の適正化に関する施策と目標を設定し、客観的に実績を評価する仕組みを確立していきます。

○介護保険事業の推進

○介護給付の適正化の推進

○リハビリテーション提供体制の充実

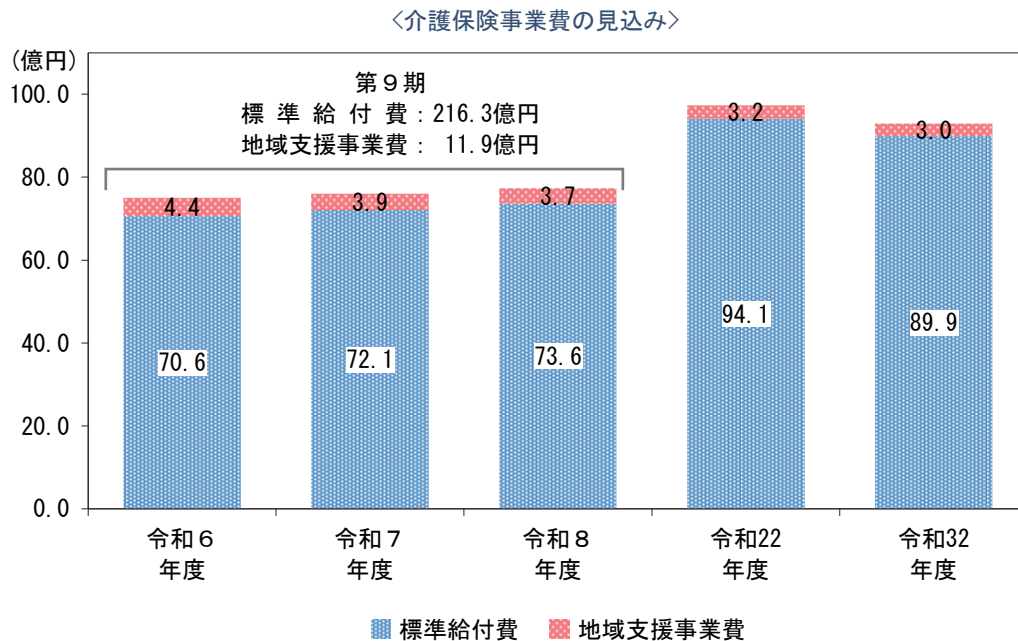
【指標】

指標項目	現状値	目標値		
	令和4 (2022)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
■訪問リハビリテーション利用率(%)	0.3	0.34	0.34	0.34
■通所リハビリテーション利用率(%)	6.6	6.7	6.7	6.7
■ケアプランの点検数(件)	81	85	90	95
■住宅改修の点検数(件)	-	120	120	120

# 介護保険事業費・介護保険料の見込み

## ■ 標準給付費と地域支援事業費の見込み

介護サービス等給付費（居宅サービス、居住系サービス、施設サービスの介護サービスにかかる給付費）に、その他必要な費用を加えた標準給付費は、認定者の増加に伴い、第9期は約216.3億円となる見込みです。また、介護予防（フレイル対策）などにかかる地域支援事業費は約11.9億円となると見込んでいます。



## ■ 第9期介護保険料の算定

介護保険給付に必要な費用は、半分が国、県、市の税金、半分が40歳以上の人の保険料でまかなわれています（40～64歳の人27%、65歳以上の人23%）。

上記の標準給付費と地域支援事業費などを含めて推計すると、第9期における65歳以上の人の負担分は5,420,660千円となります。

これを、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の65歳以上の被保険者の合算数で割り戻した額が、本市における第9期の介護保険料となります。

保険料収納必要額 A：給付費（標準給付費＋地域支援事業費）×23%	[5,248,195千円]
B：調整交付金相当額との差額	[ 457,465千円]
C：介護給付費準備基金取崩額	[ 285,000千円]
合計（A＋B－C）	5,420,660千円

介護保険料  
(65歳以上)  
5,700円

65歳以上の人口（令和6～8年度の合算数）  
79,414人

※実際の保険料算定には、保険料収納率を考慮します。

## ■ 所得段階別の保険料

介護保険料は低所得者への配慮により、所得に応じた保険料が設定されています。本市では、国の基準である13段階方式を細分化し、14段階とします。

所得段階	対 象	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者 老齢年金受給者 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.42 (0.25)	28,728円 (17,100円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	×0.65 (0.45)	44,460円 (30,780円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が120万円を超える方	×0.655 (0.65)	44,802円 (44,460円)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税の人がおり、本人は前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	×0.85	58,140円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税の人がおり、本人は前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超える方	×1.00	68,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が80万円未満の方	×1.05	71,820円
第7段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	×1.10	75,240円
第8段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	×1.25	85,500円
第9段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	×1.50	102,600円
第10段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	×1.70	116,280円
第11段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が400万円以上540万円未満の方	×1.90	129,960円
第12段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が540万円以上700万円未満の方	×2.10	143,640円
第13段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が700万円以上1000万円未満の方	×2.30	157,320円
第14段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が1,000万円以上の方	×2.50	171,000円

注：第1～3段階の（ ）内の保険料率及び保険料年額は、消費税を財源とした別枠公費負担による低所得者への負担軽減策が実施された額です。

### 第9期せき高齢者プラン2 1【概要版】

発行：令和6（2024）年3月

編集：関市 健康福祉部高齢福祉課

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

電話 0575-23-7730

